

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一
- ……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 都市計画事業の認可……………二
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………二
- ……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………二
- 都道の区域変更（二件）……………三
- ……………（建設局道路管理部路政課）……………三
- 都道の供用開始……………五
- ……………（同）……………五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………五
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）……………五
- 告示（公）……………七
- 駐車監視員資格者講習の実施……………七
- 警察署協議会委員の委嘱……………七
- 公告……………七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定（下水道局）……………七
- ……………（下水道局）……………七
- 平成二十九年六月二日付東京都公安委員会告示第百九十九号……………八

## 告示

●東京都告示第千七百七十八号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月二十一日  
東京都計量検定所長 林 久美子

●東京都告示第千七百七十九号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月二十一日  
東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 練馬区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十九年八月三十日から同年十一月二十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

一 検査地域 狛江市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十九年八月二十五日から同年九月四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第千八百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月二十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 調布市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十九年八月二十一日から同年九月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千八百八十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月二十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 荒川区及び足立区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十九年九月一日から同年十二月一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千八百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 多摩市

二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第二・二・三十一号一ノ宮二丁目公園

三 事業施行期間 平成二十九年七月二十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 多摩市一ノ宮二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千八百八十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年七月三十一日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社セントラル不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 永井 純

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田和泉町一番地三の二

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八四六一号

(五) 免許年月日 平成二十七年十月二十三日

●東京都告示第千八百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 渋谷経堂

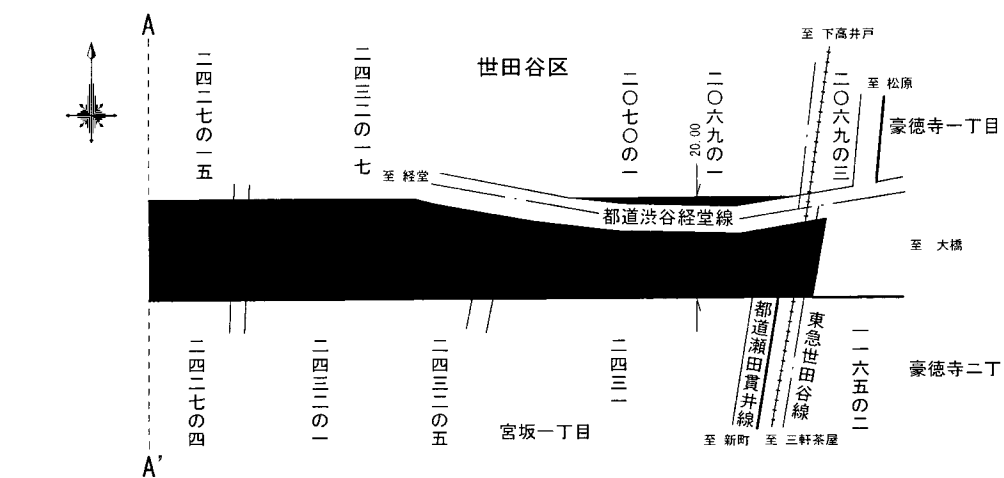
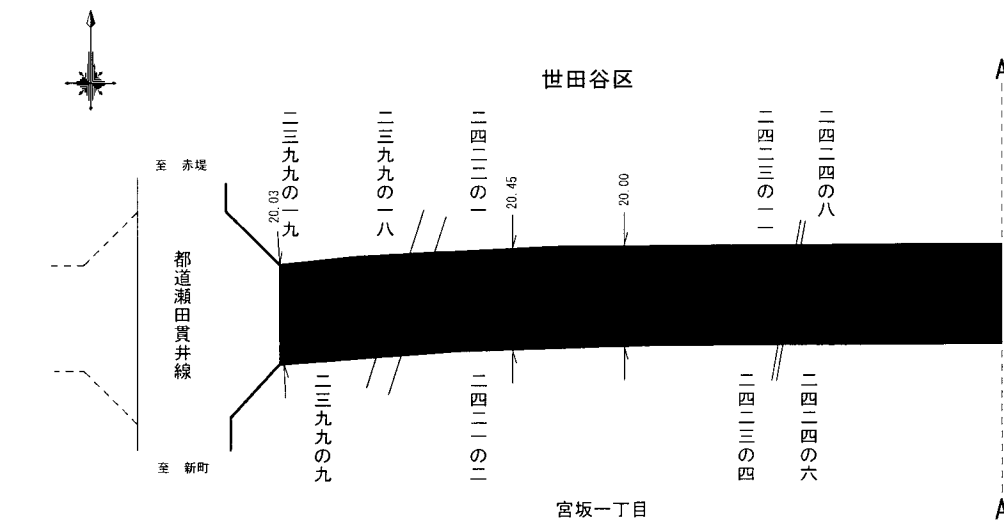
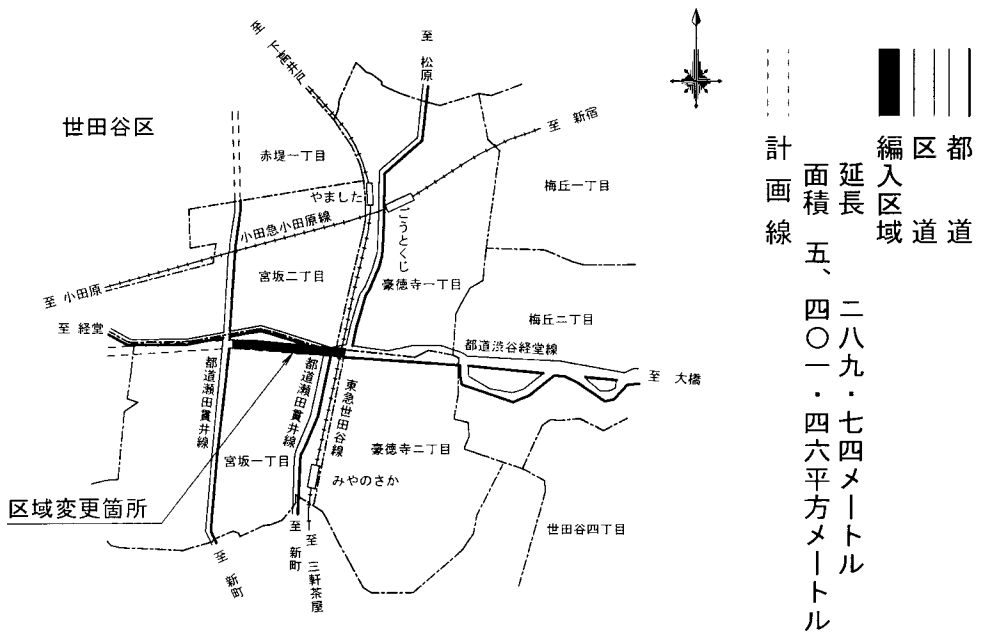
別図

都道渋谷経堂線区域変更略図

世田谷区豪徳寺二丁目～宮坂一丁目

二 変更の区間 世田谷区豪徳寺二丁目千六百六十五番二地  
先から同区宮坂一丁目二千三百九十九番  
十九地先まで

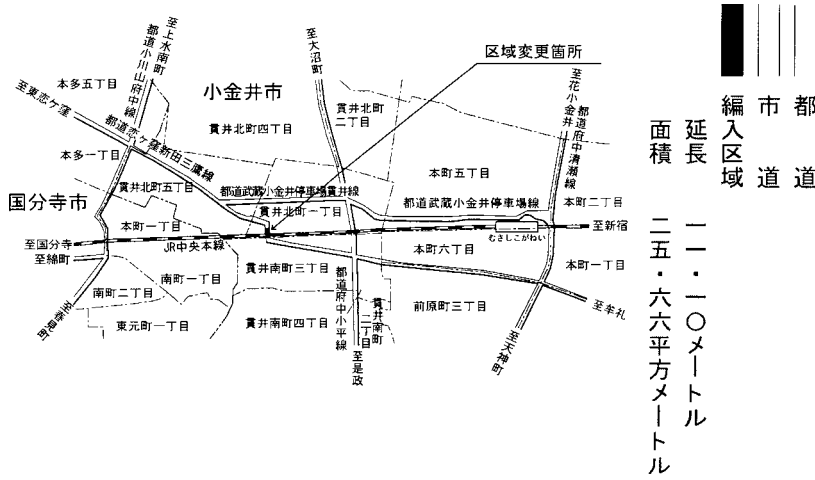
三 変更の概要 別図表示のとおり



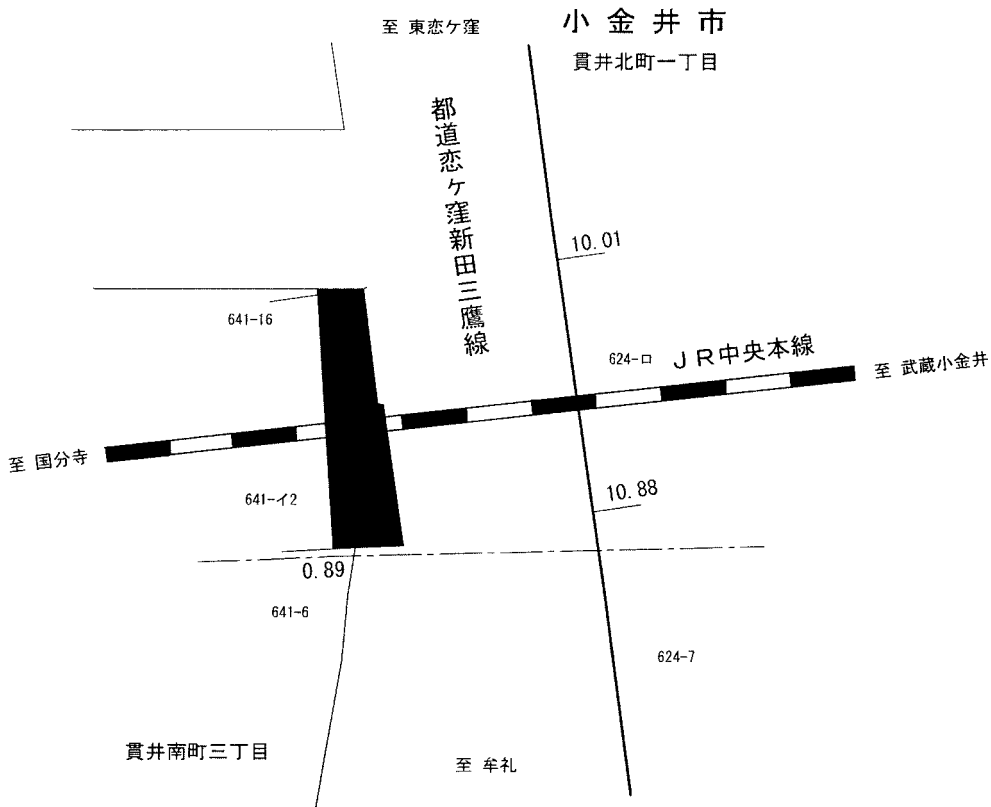
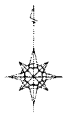
●東京都告示第千八百八十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から起算し

別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図  
 小金井市貫井北町一丁目地内



延長 一・一〇メートル  
 面積 二五・六六平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧にする。  
 平成二十九年七月二十一日  
 東京都知事 小池百合子  
 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 変更の区間  
 小金井市貫井北町一丁目六百四十一番十  
 六地内から同所六百四十一番イ二地内ま  
 で  
 三 変更の概要  
 別図表示のとおり

●東京都告示第千八百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 供用開始の区間 小金井市貫井北町一丁目六百四十一番十六地内から同所六百四十一番イ

二地内まで

三 供用開始の期日 平成二十九年七月二十一日

●東京都告示第千八百八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道環状三号線

二 指定する区間 新宿区原町一丁目十九番二地内から同区榎町三十一番一地内まで

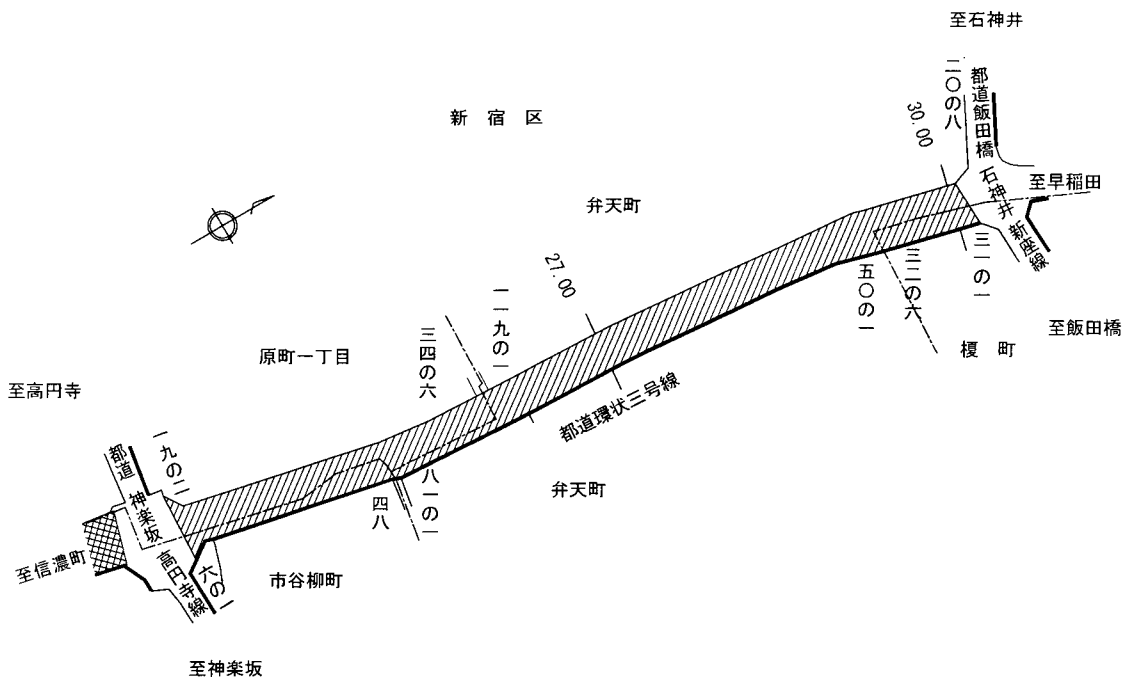
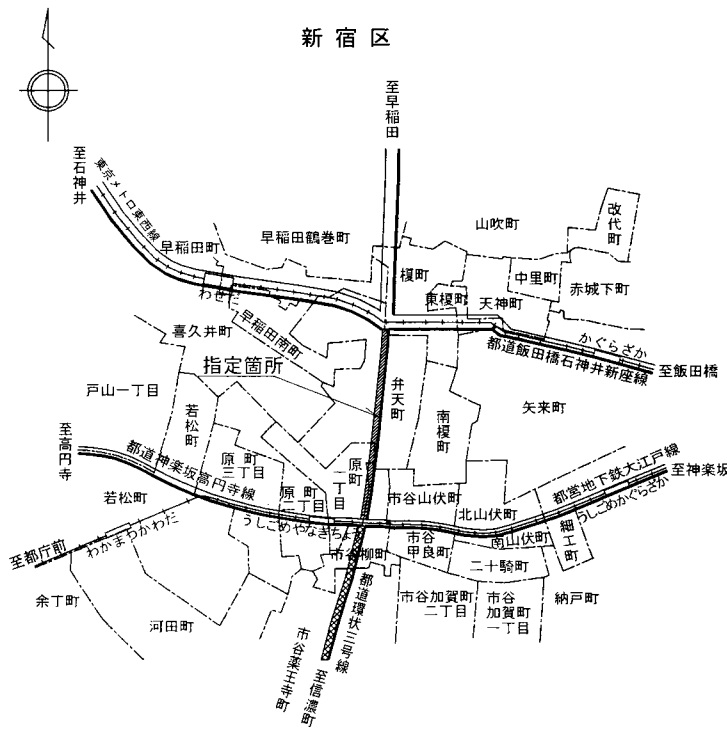
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道環状三号線  
新宿区原町一丁目～榎町

- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 五六五・四四メートル
- 既指定区間

(電線共同溝予定名称 環状三号・十三号)



# 告示(公)

## ●東京都公安委員会告示第246号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月21日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

### 1 講習の実施日時

講習 平成30年1月22日（月曜日）及び同月23日（火曜日）の2日間

午前9時30分から午後5時40分まで

考査 平成30年1月29日（月曜日）

午前10時から午前11時まで

### 2 講習の実施場所

東京ビッグサイト 会議棟6階会議室  
江東区有明三丁目11番1号

### 3 講習予定人員

500名（予定人員になり次第締め切る。）

### 4 申込手続

#### (1) 受付期間

平成29年11月6日（月曜日）から同月24日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 受付場所

都内各警察署交通課

### (4) 申込書類

駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

### (5) 受講手数料

20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）

### 5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係  
電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123

## ●東京都公安委員会告示第247号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成29年6月30日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成29年7月21日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

警察署協議会名

氏名

警視庁葛西警察署協議会 小松 真由美

# 公告

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成二十九年七月二十一日

東京都下水道局長 石原 清次

### 一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五四三〇	株式会社北本組	北本 親平	台東区蔵前一丁目八番六号 一〇一〇一室
五四三一	柳沼設備工業	柳沼 孝政	荒川区東尾久三丁目九番十四一四〇二号
五四三二	株式会社大東建興	堀 敏明	小平市小川東町五丁目十九番二十号
五四三三	株式会社エイチツイーオーケアーズ	大内 隆広	墨田区立花五丁目四十五番六号
五四三四	株式会社伏見工業	伏見 正国	大田区西蒲田八丁目十三番五号 旭ビル三階
五四三五	株式会社DKK	関 一行	調布市染地二丁目八番地三 B-103
五四三六	シナネン株式会社	田口 政人	港区海岸一丁目四番二十二号
五四三七	Yn工業	永岡 雄樹	青梅市藤橋二丁目六

株式会社

百二番地の二十四

五四三八 瀧口設備

瀧口 太一

台東区浅草五丁目二  
十五番三号

二 指定年月日

平成二十九年六月二十八日

正 誤

○平成二十九年六月二日付東京都公安委員会告示第九十九号

六ページ下段の表下欄中二十七行目を削除する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

